

※減免規定は次のとおりです。

免除の範囲

- 市内の各種団体が行政活動の協力目的で利用するとき
- 市内の幼稚園、保育園、小中学校及び高校が教育・保育活動で利用するとき
- 3歳未満の幼児

減額（50％）の範囲

- 市又は教育委員会が後援するとき
- 国、他の地方公共団体、公益法人又は公共団体が市民の福祉向上のために利用するとき
- 社会福祉関係団体、地域コミュニティ団体、NPO 団体、社会教育関係団体、教育関係団体はその目的のための活動で利用するとき
- 半数以上が市内に在住する障害者で構成する団体が利用するとき
- 半数以上が市内に在住する65歳以上の高齢者で構成する団体が利用するとき

その他の減免の範囲

- その他市長等が特に必要と認めるとき